

第52回基本計画策定・推進専門委員等会議

令和7年7月29日

○太田議長 それでは時間になりましたので、会議を開催いたします。本日は大変お暑い中、御参集いただきまして誠にありがとうございます。ただいまから第52回の基本計画策定・推進専門委員等会議を開催いたします。

まず、本日の議事と配付資料について事務局から説明をお願いいたします。

○警察庁長官官房参事官（犯罪被害者等施策担当） 本日ですが、議事次第のとおり、計画案文についての検討、重点課題の3と4について、それぞれ御議論を頂きたいと思います。

また、配付資料については、資料1－1から資料3まで皆様のお手元に置かせていただいております。資料1－1、1－2は重点課題3について、2－1、2－2は重点課題4についてです。それから資料3でございますけれども、これにつきましては、表題にございますとおり第49回の基本計画策定・推進専門委員等会議における資料4への追記事項といたしまして、文部科学省から情報提供がありましたので、ここで入れさせていただいております。

今回はまず重点課題3から御議論を頂きたいと思います。議論の状況にもよりますが、おおむね10時45分頃までお願いできればと考えております。そしてその後、重点課題4の議論をお願いしたいと思います。

○太田議長 会議資料のうち、資料1－1から2－2までにつきましては、前回同様、議論途上のたたき台になりますので、皆様の自由闊達な御議論を確保するためにも、以前同様、非公表としたいと思います。よろしくお願ひいたします。

それでは早速、1番目の議題、重点課題3に関する計画案文についての議論に入りたいと思います。

前回、正木構成員は御意見が少し残っていたということですけれども、いかがでしょうか。それでは正木構成員からお願ひいたします。

○正木構成員 まず、通し番号3－22、公判への出廷等に対する配慮の記載です。伊藤先生からは今回の計画は目新しいものがなく分かりにくいということでしたが、児童生徒に対する配慮が全体を通して大きな目玉の1つになっていると考えています。

そう考えたときに、3－22では、一応配慮について書いてありますが、児童生徒、少年に対する配慮が特に記載されていません。やはり少年、児童生徒に対する配慮は特に必要ですので、ここは特出ししてサポート体制等を書いていただきたいと思います。

それから、児童生徒に対する配慮の中で、特に今問題になっているのが先生から生徒に対するセクハラとか性被害、そして同じ学校のクラスメートないしは学校の児童生徒同士での性被害がかなり大きな問題になっています。そのような場合は特に、より一層サポー

ト体制が必要だと思いますので、裁判所へ証人出廷をする場合の体制の強化についての追記が必要ではないかと思います。

それからもう一点は通し番号3-26のところですけれども、損害賠償命令等について書面の交付が書かれています。被害者等に対して書面を交付するとなっていますけれども、この「被害者等」には代理人弁護士が含まれているのかどうかというのが質問です。現在、代理人弁護士に対しては起訴状のコピーを頂いている場合が多いと思います。仮にこの「等」に弁護士が含まれていると整理してしまうと、第4次よりも第5次が後退した結果になってしまいますことになります。もしここに弁護士が含まれるということであれば、弁護士に対しては従前どおり起訴状の謄本のコピーを渡してほしいと思います。なぜかといいますと、起訴状の謄本には加害者の住所等が記載されていましたり、起訴日が記載されていましたりして、重要な事項が記載されていますので、それはぜひ弁護士に交付していただきたいです。

○太田議長 1つ質問が入っておりますけれども、これは後でまとめて御回答いただきます。

○正木構成員 はい。

○太田議長 それでは近藤構成員、お願いいいたします。

○近藤構成員 資料2-1の3ページと資料2-2の通し番号3-22、「検察官と犯罪被害者等との間で十分なコミュニケーションが取れていないことにも一因があるとの指摘があります」という記載がありますけれど、被害者は公判前整理手続でどんなことを話しているのかが知りたいので、何とかしてあげたいという趣旨で3ページは書かれているのだと思います。

3ページの12行目、その上の段から、傍聴については、「公判前整理手続においてどのようなことが行われているのかを知りたいという犯罪被害者等の要望にも適うものと考えられる。他方で、犯罪被害者の傍聴により、率直なやりとりや十分な意見交換ができなくなり」と続けています。被害者の立場からすると、なぜ被害者が傍聴していると率直なやり取りや十分な意見交換ができなくなってしまうのか、被害者の傍聴に好意的でないということは、被害者に聞かれては困ること、真実とは少し違うことが話されているのではないかというようなことを被害者は疑ってしまいます。

そして、被害者は検察官とのコミュニケーションの手法や被害者たちの知りたいという気持ちを満足させてもらうこと以上に、公判前整理手続が限りなく真実に近く話し合われている場であることを確認したい。そういうことが気持ちとしてあります。もし違う部分があったならば、被害者が知っている真実を全てお伝えしたいのです。このような理由で、公判前整理手続への被害者若しくは代理人の参加が必要なのです。

検察官によっては代理人弁護士に限り公判前整理手続期日のやり取りについて詳しいメモをして手渡してくれる事案もありますが、全部の事案についてそのような取扱いをしてくれるわけではありません。口頭で報告を受けることになりますが、どうしても抜け落ちが生じることがあります。また、詳しく報告してくれる場合においても、検察官と被害

者遺族とでは立場が異なるので、同じように聞いていても受け止め方や気付くポイントなどが異なります。いかに検察官が詳しく伝達してくれても抜け落ちが出てしまう面があるのです。被害者又は代理人が公判前に同席して内容を知ることの必要性が高いのです。

代理人弁護士が求めた場合は、検察官から公判前整理手続への同席の希望を係属裁判所に伝達してくれるとの記載も既にあります。現在でも傍聴を希望すれば検察官から希望を伝えることができるそうですけれど、裁判所は法律に書いていないと、被害者側の弁護士の同席の経験がないので、どうしても変わったことをしたがらず、消極的になり、認められることはほとんどありません。この件数はほぼゼロです。裁判所は検察庁のような上命下服の組織ではないですから、通達のようなもので運用を変えられるものではありません。多角的な検討を行うとの記載がありますが、法改正によってしか現状を変えることができないことは明らかです。多角的な検討を行う、この方法として明示する意味で、その文言の前に、「審議会の開催、法改正を含め、多角的な検討を行う」と記載していただきたいと思います。

そして、被害者遺族は事件の当事者であるのに蚊帳の外に置かれ続けてきました。傍聬人であり続けるというつらい、苦い過去の経験があります。「傍聬」という響きには極めて強い抵抗感があります。公判前整理手続で具体的な参加行為が予定されているわけでないものの、被害者参加でいうところの在廷に近い表現として、「傍聬の機会を付与」ではなく、3ページ、7ページそれぞれありますけれども、「同席の機会を付与する」と記載していただきたいと思います。

そして次に、被害者参加対象事件の拡大について伺います。資料2－1、3ページ、「被害者参加制度の対象犯罪以外の事件を含む一定の犯罪に係る犯罪被害者等の傍聬時の配慮」と記載がありますけれども、ストーカー事件、リベンジポルノ、盗撮事件などにおいて、被害者が真実を知りたいと考え傍聬を希望しても、遮蔽措置を取ることが認められていません。この事態に対して、ビデオリンク傍聬が認められれば、今のように変装したり、涙をかみ殺して傍聬席に紛れ込んで傍聬したりするような実態の救済の一助にはなると思います。

しかし、証人尋問で実施されているビデオリンクでは、別室からのカメラは1つで、質問者1人だけが映り、それ以外の画面は映りません。被害者が傍聬する際には、質問内容よりも、被告人がどのように答えているのか、また証人に対する尋問中であっても、被告人はどのような顔をしているのか、更に事実認定者である裁判官がどのような顔をして被告人のことを見て、被告人の弁解や回答を聞いているのかなど、法廷全体を把握したいのです。少なくともカメラの画面の台数を増やしていただかなければ、現状の証人尋問のものをスライドするようなものではかなり無意味なものになってしまいます。

また、被害者の質問事項など、一時休廷することで検察官に伝えることができますとの回答もありましたけれども、検察官からの質問に対する回答を聞いて、質疑応答がかみ合っていなかつたり、その場しのぎの回答であつたりすることに対して、被害者であれば容

易に反駁できる場面があり、やはり検察官の横に座る意味はとても大きいのです。もとより被害者参加が導入されたとき、衆議院の附帯決議において、被害者参加対象事件について、本法施行後の制度の実施状況等を踏まえて検討を行うと決議されていました。検討すらしないのは、この衆参両議院の決議を無視していることに等しいのです。

今回のビデオリンク傍聴は現状の悲惨な状況を改善するための制度として設けることに反対はしないのですが、被害者参加制度事件の拡大についても検討していただきたいです。そこで第2の4ページ、そこで「こうした規定を参考にしつつ、犯罪被害者等のプライバシーに配慮した公判の傍聴方法について、多角的な検討を行うことにより速やかに対策を講じるとともに、被害者参加対象事件の拡大については、審議会を開催し、その要否について検討を進める」と修文していただきたいですけれども、いかがでしょうか。

それともう1つ、前回の会議で医療観察事件について意見を述べさせていただきました。そして具体的に直していただきたいところを修文案として提出もさせていただきました。意見陳述、傍聴の在り方、情報の拡大等の検討についてです。

しかし、たくさんのテーマがある中で、1つのテーマにたくさんの時間が与えられるとは思いません。そして、もし次回、私たちが提出した修文が受け入れられない、はい残念でした、医療観察事件の被害者たちは、あなたたちは心神喪失の人に殺されたのだから、ほかの被害者にある権利・利益はなくても仕方がないですよという結論が出たとき、我慢しなさいといって国が医療観察事件の被害者を差別したまま放置しておくことはあってはなりません。少しでも被害者の権利に差別がないようにするために、きちんと検討する場をつくっていただきたいと思います。ぜひ医療観察事件の被害者たちの権利・利益が少しでも増えるように検討することを計画に明記していただくことを重ねてお願いします。そして検討する場を必ずつくっていただきたいと思います。この委員会で残念でしたという形で終わるのは絶対にやめていただきたいと思います。

○太田議長 それでは伊藤先生、お願ひいたします。

○伊藤先生 今回の資料でいうと資料1－1になりますが、医療観察制度についての説明がやや詳し過ぎることを前回の会議で申し上げました。この部分はいわゆる法曹の人が読んで、「ああ、いろいろ制限があるよね、やっぱり」という、そこを納得させるような書き方なのかなと思いました。一般の人が読んだらという言い方は必ずしも適切でないかもしれませんけれども、少々読みこなせないように思いましたので、これは被害者のための計画ということで工夫が欲しいというのが一点です。

それから、具体的施策のことについて3点ほど申し上げたいことがあります。

1点目は裁判の優先傍聴ということです。これは資料1－2の中では、項目でいいますと通し番号3－23、3－24あたりになるかと思います。前回、私は気が付かなかつたのですけれども、公益社団法人の支援センターの相談員の方からかねてから要望があった点で、要は公判に相談員の方が付添いで行こうとすると、裁判所の判断で入れる場合と入れない場合があるということでした。ですので、ここを何とかしてほしいと思います。

というのは、支援センターの方は長い時間をかけて被害者の方と信頼関係をつくっているわけで、被害者の方が不安だというときに、その関係性ができたセンターの方が付き添うのは意味があることだと思うからです。私も知り合いの方、元検察官だったと思いますが、聞いてみたら、「いや、法廷に入れる人は決まっていますからね」と言われ、「支援センターというはどういうセンターですか」と逆に聞かれてしまい、ちょっと怒られたような感じがしたことがありました。

ですので、まだまだ理解されていないのだということで、この支援センターの位置付けも含めて、裁判の優先傍聴の中に相談員の方も入ることを明記するよう対応していただけたら改善につながるのではないかと思いました。

それから2点目です。書き方のことで少々気になったのは、今回、この刑事手続等への関与拡充の取組は時系列を追って分かりやすく並べたわけですけれども、そこに少年保護事件と医療観察対象事件をどう入れるかということです。総論では、最後に2つ持ってきていました。具体的施策の中では、刑事手続のことを言っているのだろうという中に1つぽんと、例えば通し番号3-37に少年保護事件の話が入っており、医療観察は最後に持ってきていますが、何となく読みづらいので、そこを整理できたらいいのではないかと思います。刑事手続上のこととは刑事手続でまとめてしまって、少年事件はまたまとめて、最後に医療観察事案のことをまとめるとか、具体的施策の並べ方を工夫してほしいです。

それから3点目です。これは私がかねてからお願いというか、考えていることで、ちょっと長くなってしまうかもしれませんけれども申し上げます。通し番号3-33から3-44に関わることになります。これは加害者の処遇段階における関与等に関する施策ですけれども、要は中身を見ますと、心情等聴取・伝達制度のことと、それから加害者にいかに反省させていくか、被害者の視点を取り入れた教育などをどう充実させていくか、そういうことがまとめて入っているわけです。

私としては被害者の多様なニーズ、例えば加害者から直接謝罪を得たい、反省しているか確かめたいといった、そういうニーズに対して応える1つの選択肢としてこの心情等聴取・伝達制度を新たな展開に持つていけないか、第5次計画実施中に検討してほしいということです。

現状のことを申し上げますと、心情等聴取・伝達制度は更生保護では2007年から、矯正分野では2023年から導入され、今熱心に取り組んでおられますが、当初この制度については懸念もあったわけです。例えば被害者の支援者からはこういう制度を利用する人はいないのではないかといった懸念がありましたが、いざ蓋を開けて運用してみると、一定数、制度を利用する被害者の方がおられます。確かに被害者のニーズに応えるという面があるので、その背景には被害者の権利意識の高まりなどもあると思いますが、今後増えていくことは予想できるかと思います。そうだとすると果たして現状維持あるいは微調整でいいのか、それでは不十分ということで、私は前進策の1つとして、直接的なやり取りができるルートを確保できないかと思っています。なぜなら、双方に与えるインパクトは大きい

からです。

具体的に言いますと、矯正ではすでに被害者遺族の方が受刑者に面会できた事例があります。双方が了承すれば、刑務所内で直接面会ができたということです。更生保護でも、手紙の受渡しのほかに、実際に面会させたケースもあるようです。具体的な例はあるのですが、仕組みになっていないので、被害者自身が知らなかったり、できないと思っていたりということがあるのが現状かと思います。

もちろんこういったことに関してリスクはあります。直接的な関わりがうまくいかなかったり、被害者が二次的被害を被ったりすることはあるかもしれません。しかし、だからこそ、十分な準備と、こうしたことを担える職員を育てていく必要があると思います。

この制度に関して最近も支援者側の方にいろいろ聞きましたら、結構利用を希望する被害者の方はおられますよとおっしゃっていました。そして、何よりよかったのは、加害者処遇に当たっている人たちが被害者を真剣に考えるようになったという印象を持つていました。今まで全く離れていた加害者処遇と被害者支援について、例えば刑務所の職員は一切被害者を知らないという印象を持っていたところが、随分親身になって考えるようになったというのは大きな進歩だと思います。被害者の実情を知ることが加害者の処遇にも生かせるということで、好意的な受け止めがほとんどです。

この制度に対するマスコミの注目度も高いので、今後の被害回復において大きな役割を担える位置付けになるのではないかなと思います。

このようなことが理由ですが、もう一回繰り返しますと、私の要望としましては、3-44の項目の最後に新しい施策をもう1つ入れられないかということです。例えば、心情等聴取・伝達制度について、「更に被害の回復を促し、加害者に責任を取らせる機会にするため、更生保護と矯正が連携して犯罪被害者等のニーズ、加害者の状況を調査し、面会、信書の発受等に関わる具体策を検討する」というような項目を入れていただくと、第5次計画を実施する中で被害者のニーズに応え、加害者の責任を促すという形で進展させていくのではないかと考えております。是非御検討いただけたらと思います。

○太田議長 川崎構成員、お願いいいたします。

○川崎構成員 前回オンラインで参加したのですが、最後の部分で次の校務があったものですから退席をしました。もしかすると少し前回の議論を踏まえられていないところがあるかもしれません、御容赦いただきたいと思います。

前回の議論でも刑事手続への参加の問題が取り上げられましたし、今日も近藤構成員から非常に重いお言葉の発言がありました。それぞれ、本当に身につまされるといいますか、もう一度改めてこの問題の重さを実感しました。

その一方で、前回の会議の中で滝沢構成員がおっしゃったように、例えば公判前整理手続への被害者の直接の参加については、被害者を配慮するというその一点で、導入することを前提にどう導入したらいいかという形で議論をするには、やはりハードルが高い。どうしても越えられない問題があるのだろうと私は思っています。

全員を代表しているわけではありませんが、恐らく日本の刑事法学者のほとんどは、やっぱりそれは難しいと思っているのが事実だと思います。ただ、私はこれまでの会議でも発言させていただいているけれども、だからといって、先ほど近藤構成員がおっしゃったように、じゃあ残念でしたということで終わっていいのだとは全く思っていませんし、そう思っていただきたくないと思っています。

審議会という言葉が近藤構成員からありましたけれども、審議会はゴーサインが出た後、どう法律にするかという話ですので、それよりまだ以前の段階だと思いますが、どうするかということの検討はやはり必要だとは思うんですね。

ただ、それは参加をどうするかというよりは、今おっしゃったような公判前整理手続の対象事件について被害者のニーズに応えるためにはどうしたらいいか、それから同様に、医療観察保護の対象事件について被害者のニーズにできるだけ応えるためにはどうしたらいいか、ということだと思います。前回の私の聞き間違いでなければ、近藤構成員も医療観察保護の対象者の中も守らないといけないことは分かっているのだとおっしゃっていましたが、やはりアンビバレン特な、衝突するところがあります。ですから、その衝突の中でどこまで被害者を考えられるかということかと思います。今本当に100%、これ以上一歩も前に進めないとここまで被害者を配慮できているのか、あるいはこれ以上改善の余地がないのかというと、私は英知を結集すれば一歩でも半歩でも前進することは可能であって、それを模索することを書いていただきたいと思うのです。書き方は少し難しいですが、被害者のニーズにどう応えるかということを検討するのが大事なのではないでしょうか。

まだまだ被害者からすると要望があるのは分かりますが、その答えがもう「参加」しかないかというと、私は必然の結論ではないと思っています。そうではなくて、そのニーズに応えるためにはどうしたらいいのかという観点から、ぜひ一歩でも、前進できるような検討を行うということを書いていただきたいと思います。模索するという言葉をここで使うのはよくないかもしれませんから、検討という言葉を使ったのですけれども、検討という言葉がもしかすると、ここで使うとまた違う意味を持つのであれば、私の言っている意味は今申し上げたような意味での検討ですので、そういうことを対象事件ごとに、少年の保護事件についても、それから医療観察事件についても、そして公判前整理手続の対象事件についても、行っていただきたいと思います。「参加」となると、そこにはどうしても越えられない問題はあるのだろうと思っていますし、私だけではなくて、多くの専門家はそう思っていると認識しています。

ただ、だからといって残念でしたとならないための検討を、その意味での検討を考えていただきたいと思います。それが分かるような案文はないかをもう一度御検討いただければと思います。

○太田議長 ありがとうございます。具体的には、公判前整理は通し番号3-20、それから医療観察保護については通し番号3-32あたりでしょうか。そこに被害者のニーズとか

という言葉も入っているのですが、そこをどう直すかという感じになるのでしょうか。

では野坂先生、お願ひいたします。

○野坂構成員 通し番号3-41、加害者処遇における犯罪被害者等への配慮の充実というところですが、「保護観察対象者に対し、再び罪を犯さない決意を固めさせ」、「しょく罪指導を適切に実施する」という書きぶりになっています。再犯をしない決意について、被害者側の心情としてはそういった決意を固めてほしいということはあると思うのですけれども、加害者臨床、つまり加害者の行動がどう変わるかといったエビデンスに基づく判断からいうと、この「決意」は行動変容にあまり意味がないことが分かっています。それは犯罪でもお酒などのアディクションでも同じですけれども、もうしませんという決意は実際の犯罪の抑制にはならないと思います。

ですので、より正確に、あるいは効果的な方策を考えるのであれば、ここは例えばですが、「保護観察対象者に対し、その犯罪に至った要因等を適切に把握し」といった、つまりアセスメントの部分を専門的にやることと、「効果的な処遇を検討することによって再犯を防ぐ」というような書き方の方がいいのではないかと考えました。現在の案はちょっと情緒的というか、そのような感じがしましたので、少し変えてもいいのではないかということです。

○太田議長 現在やっていることを踏まえた内容、CFPとかアセスメントとか、そういうことを踏まえて、決意というよりも、犯罪を犯す要因などをきちんとアセスメントし、それに対する適切な指導監督を行うといった、そのような内容にした方がいいということです。

○野坂構成員 そうです。より専門的な、実証性のある介入をすべきだと思います。

○太田議長 分かりました。武構成員、お願ひいたします。

○武構成員 先ほど精神疾患による事件の被害者などを言っていたのですが、私たちのような少年事件の被害者と精神疾患による被害者の立場がすごく似ているなどずっと思っていました。私たちは、少年法が変わり、被害者が関わられるようになったのですが、50年間は、被害者が審判廷に入ると加害少年が荒れるとか、更生の邪魔になるとか、加害者が自殺したらどうするのか等、何年も言われ続けてきました。少年犯罪被害当事者の会をつくって話をし始めたのが30年ぐらい前ですが、その頃もずっとそう言っていたのです。被害者は何も言ってはいけません、被害者は審判廷には入れません、少年犯罪だから諦めてくださいという扱いだったのです。

でも、私たちは諦めずにずっと言い続けたのでした。

当時を思い出すと自分たちの何も分からぬところで色々なことが進んでいくことで、警察や家庭裁判所への不信感もどんどん募っていき、不安ばかりで国に絶望もしたことが、苦しい思いを抱える始まりだったように思います。精神疾患の事件の被害者の人たちも似ていると思うのです。加害者では医療を進められているのに被害者は何をしているのか分からない。そしてどんな状態かも分からない、何も言えないということにまず不安が大き

いし、不信感も大きく行き場のない苦しみが募っていくのではないかと思います。そういうことがあるので、精神疾患の犯罪の被害者の中もいろいろ考えてほしいと思うのです。

被害者のイメージとして、被害者が何かを言えば感情的なことを言っているのではないかとか、被害者はとんでもないことを言うのではないかとか、勝手に被害者をそういうふうに考えているところがあります。でも、私たちは現状を理解してもらうためにその1つ1つを訴えているのです。私たちであれば、最初から刑罰のことを言うわけではなく、親でも何があったかを知りたいのだと、そういうことから訴えていましたが、なかなか丁寧に聞いてはもらえませんでした。被害者が何を言っているのか、丁寧に聞き丁寧に考えていただいたら、精神疾患の犯罪被害者に出来ることが見えてきて変わっていけると思います。それから、30年前の頃からしばらくの間の対応は、一生懸命に訴えても検討しますとか研究しますとか出来ないことが前提で、そう言われていたように思います。だからそのようなことを言われていた時は、実際に変わることはなかったです。なので、できないが前提ではなく何かできることがあるということを前提で、加害者が精神疾患の事件の被害者の中もしっかりと丁寧に考えていただきたいなと思います。

○太田議長 私から簡単に2点だけ。1つは、伊藤先生が構成員だった頃に御提案された被害者に関するオンラインでの情報アクセスについて、結局最終的に今回の計画案文の中にはほとんど盛り込まれていない形になっています。すぐにあそこまでいけるかどうかは分からないですけれども、そのベースになることは方向性をつけてもいいのではないかと思います。可能性のある部分として、私は通し番号3-11だと思います。

これは被害者等通知制度に関する周知のことですけれども、そこに更に加えて、今、紙ベースでやっているような被害者等通知の対象になった被害者の方の情報を、他機関との情報共有もしやすいような形で、その情報の管理について、DX化というかデータベース化というのか分かりませんけれども、そういったものについて検討する、その可能性について検討するというようなことを加えておいて、それができた上で更に次にいけるかなという気もしますので、そこまで入れておくことは意味があるのではないかなと思っております。

それから、通し番号3-29に検察審査会に関するものが前からずっと入っているのですけれども、よくよく見てみると、これは、もちろん検察審査会は職権だけじゃなくて、被害者からの申立てに基づいて行うケース、これが圧倒的に多いわけです。不起訴になつた事案の審査という点ではもちろん被害者とも関わりのある制度ですけれども、具体的な内容について、「民意を反映させてその適正を図る」という趣旨の実現に向か、引き続き必要な協力を行う」ということ自体が、被害者支援の施策についてどう関わっているのかは非常に分かりにくいといいますか、これ自身だけだと被害者支援と直接的には関係のないような内容になっていますので、この規定の在り方は改めて再考した方がいいのではないかと思います。これはずっと前から残っている部分ですけれども、ここは見直しが必要なのではないかなという気がします。

もちろんもっと更に被害者を検察審査会に関与させるとか、いろんなことが考えられなくもないですけれども、このままだと被害者支援との結びつきがよく分からないので、この3-29の項目そのものの在り方について再考をお願いしたいと思っております。

それでは、先ほどの構成員からの御発言はほとんどが御意見でしたが、正木先生から1つだけ御質問がありました。通し番号3-26、損害賠償命令の際に起訴状記載の公訴事実等の内容を記載した書面を被害者に交付することについて、代理人たる弁護士まで含まれているのかどうかということの質問がありました。この点について法務省からお願いできますでしょうか。

○法務省大臣官房政策立案総括審議官 今御指摘がありました3-26の「被害者等」という文言ですけれども、これは帰ってから改めてもう一度確認いたしますけれども、代理人弁護士は含まないという前提で記載はされているのではないかと認識いたしております。今までの運用を悪い方向に変えるという趣旨ではないものと認識いたしております。

○太田議長 今の点に関して正木構成員、よろしいでしょうか。

○正木構成員 現状が後退しないことを明確にしていただきたいと思います。

○太田議長 近藤構成員、お願いいいたします。

○近藤構成員 先ほど川崎構成員がすごくいいことをおっしゃってくださって、背中を押していただいたのかなと思います。

ただ、被害者参加のときも刑事訴訟法の学者の皆様は無理だと言っていました。でもそれが実現したのです。ですから、やはり被害者たちの声を聞いていただきたいですし、無理と決めてしまうのはちょっと残念かなと思います。椎橋先生は公判前の参加も現行の刑事訴訟法で認められないこともないのではないか、という趣旨のことをお書きになっています。

そういうことも含めて、今、川崎先生がおっしゃったことは本当にありがたくて、次のステップに進むということでは本当にありがたいですけれども、やはりその先を見据えた検討になるといいなと思います。

それと、被害者参加についてですけれども、これ、衆参の附帯決議がつきました。附帯決議、これはすごく大事なのです。それがもう法務省に17年ぐらい抱え込まれてしまっていて、日の目を見ていないのです。例えば国会議員のところに何も提出する機会を設けてくださらないのです。それは被害者たちのことを議論する何か案件がないのかなというか、議案や計画などのときはそれが日の目を見るのですけれど、この決議、どこにしまい込んでやったのだろうと私は思うのです。

このきっちとした決議が出ていることを国会議員の先生たちにちゃんとお伝えしていただきたいです。被害者たちは傍聴のときも本当に変装しています。自分がレイプされてしまったというのに、変装して涙をこらえて傍聴席に座っているというのは、あんまりにも悲惨ではないですか。そういうことをお伝えしていただきたいのです。それで議論をきっちとしていく。その土台が、恐らく国会議員の先生に届くのはこの計画だと思います。こ

のチャンスを逃したら、被害者参加の拡大なんて広がらないです。

ぜひ、この附帯決議を重く感じていただいて、国民的な議論に持っていくように、こんなつらい思いをしている被害者たちがいるのだということを知らせていただきたいです。それがこの計画に少しでも載せるということだと思います。

それで、もしそんなこともできないのだとおっしゃるなら、私たちがまた、本当に悲惨な思いをしたレイプをされた人とか、リベンジポルノの方とか、そういう方たちと署名運動をして、国会にこの附帯決議はどうなったのですか、と持っていくかなくてはならないことになるなんて、あまりにも情けないことじやないですか。しっかりとちゃんと被害者のことを考える会議がここに設定されているのですから、少しでも川崎先生のおっしゃるように前に進む議論をしていく場をつくっていただきたいと思います。被害者参加はこのままにしないでいただいて、拡充していただきたいと思います。よろしくお願ひします。

○太田議長 何か法務省からござりますでしょうか。

○法務省大臣官房政策立案総括審議官 私も先日着任いたしまして、この2回ずっと聞かせていただいております。正直、おっしゃることはよく分かる部分が相当ございますし、そういう中で、川崎先生もおっしゃいましたけれども、しかし他方でというところの考え方もあり、その間をしっかりと丁寧に見ていって、何かできることはないのかということを検討しなくてはいけないところはしっかりと受け止めさせていただいているつもりでございます。

次回8月21日の会議に向けて、それぞれ関係部局がありますけれども、何かできることはできないのか、一歩先に進めることはできないのかといったところを踏まえて検討するということで、私もそういった検討にしっかりとコミットしながら、また次回この場でその視点でのということになるかもしれませんけれども、御報告をしっかりとさせていただきたいなと思っておりますので、よろしくお願ひ申し上げます。

○太田議長 附帯決議に関しては、有識者による見直しの会があったと思うのですが、あれは何年前だったでしょうか。

○法務省大臣官房政策立案総括審議官 その点について申し上げますと、近藤構成員がおっしゃっている刑事訴訟法等の改正が平成19年にございました。その附帯決議で被害者参加制度の対象事件の範囲について検討を行うこととなっていたと思います。その検討として、法務省において平成25年、26年に意見交換会を行っており、平成26年の7月、その議論の概要がまとめられているところです。

○太田議長 伊藤先生、お願ひいたします。

○伊藤先生 先ほど太田議長から御指摘があった通し番号3-11について、ああそうだと思いまして。通知制度の周知となっていますけれども、このやり方を改善する、そのためには登録制度のことを提案させていただいている。いろんな意味で可能な面も多いと思いますので、その検討に入っていただきたい。被害者の方の便宜を考えると、被害者が望めば、登録をしてこういったことが速やかに通知されるというやり方を選べることが大事な

ので、本当にオンラインになるのか分かりませんけれども、デジタル化も含めてその方法を検討いただくことが入ると、この重点課題3に関して、第5次計画が「ああ、新しいものが入ったな」という印象になると思います。

あともう一点、野坂構成員から先ほどお話をありました通し番号3-41のところです。「犯罪被害者等の意向等に配慮しながら誠実に対応する」という言葉について、「意向」でいいのか、「配慮」でいいのか、「誠実」でいいのか、引っかかるところがあります。ただ、それに対応する他のいい表現・用語があるかと問われると、私の中で思い浮かばなかつたこともあり、これは苦労して案文を考えてくださったのだなとは思ったところです。

「意向」と「ニーズ」という言葉について、意向はどうも主観的な考え方とか希望を指すらしいです。ニーズの方が客観的な要求や必要性、求めているものを指すということなので、もしかすると意向よりニーズの方がいい場面、いいところが多いのかなと思います。ただ、この計画案文の中でニーズという言葉を避けておられるのかなとも思ったのですが、

「意向」は少しニュアンス的に違うと思います。私は社会福祉の人間なので、ニーズの方がしつくりくるように感じます。それこそ客観的にきっちと判断できるということも大事なので、その辺の用語の整理を、せっかくですので第5次計画の中でしていただけるとありがたいと思いました。

○太田議長 ありがとうございます。総論にはニーズという言葉も使われています。具体的施策の方も確認していただいて、修文を検討してもらえればと思います。

○伊藤先生 よろしくお願いします。

○太田議長 通し番号3-11に関しては私からも修文案を出してありますので、また伊藤先生の御意見も頂戴しながらまとめていきたいと思います。

私から一点だけ。先ほど伊藤先生がおっしゃったことで思い出したのですけれども、刑の執行段階等における心情等の聴取・伝達制度について、現場で困っていることがあるというお話を以前に聞きまして、制度がかえってうまくいかないのではないかと思ったことがあります。通し番号3-36です。

少々心配になったことは、今、心情聴取・伝達をする際に、受刑者が収容されている施設ではないところで被害者の方が心情を聴取される場合に、そこの被害者担当官が聴取をするのですが、受刑者が収容されている処遇施設の処遇担当者が全部出張して立ち会っていて、これが非常に現場に負担をかけているという話を聞きました。厳密に全ての事案においてそうなのかどうかは、いずれ法務省から御説明をいただかないと分からぬのですけれども。

いずれにしても、以前のこの制度の検討会のときでもそこまでは求めておらず、オンラインなどできちんとお話を聞くことは大切だというふうにしておりました。処遇担当者の出張というようなことを全てに求めることは、負担になるばかりか、かえって被害者にとってもよくないこともあるのではないかなと思いますので、具体的には3-36の中に心情聴取・伝達を効果的・効率的に行うといった文言を入れておく形で、その問題について御

検討いただくことがいいのではないかと思いました。

それでは、まだ今日は重点課題の4がございますので、重点課題3に関する議論はここで一旦終了させていただきます。関係府省庁におかれましては、本日の議論、御意見等を踏まえまして、計画案の加筆修正等を検討していただいて、次回以降の会議でお示しいただければと思います。事務局には各構成員からの発言を整理してもらって、各府省庁の検討状況が分かるような表を作成していただければと思います。

それでは、続いて重点課題4の計画案文についての議論に移りたいと思います。まずは事務局から説明をお願いいたします。

○警察庁長官官房参事官（犯罪被害者等施策担当） 重点課題4に関する資料は、資料2-1と2-2です。まず資料2-1の総論から御覧いただければと思います。「第1 現状認識」ですが、5行目からの第1段落では、これまでの重点課題1から3までの概要について触れております。

その上で、13行目からの第2段落ですが、運用や制度を拡充しても、犯罪被害者等が支援にたどり着かなければ意味がないとした上で、犯罪被害者等は困り事自体に気づき得ないことが多く、仮に気づいたとしてもどこに行けばいいのかも分からない。また20行目にもありますとおり、二次的被害のリスク等もあることを書かせていただきました。

そして22行目からの第3段落では、再び平穏な生活を営むことができるようになるには長い時間を要し、またニーズは変化していき、必要な支援の内容も変わり得ると記載しております。

以上を受けまして、27行目から28行目では、途切れないと支援の提供体制の整備が求められていると書きました。

そして29行目からの最後の段落にもございますとおり、この体制についてはコーディネーターを中心としたワンストップ体制の構築を進めていくことになります。これについては、この段落の最後のとおり、今後この体制を整備・定着させ、より円滑な運用を目指す必要があるとしております。

2ページ目にお進みいただきまして、続く第1段落、そのようなワンストップ体制の充実のためには、機関・団体相互の連携や民間支援団体に対する援助も必要だとしております。

次の第2段落では、体制を担う人材の育成や人材の裾野を広げることも見据えた、効果的な教育の必要性についても触れました。

今度は「第2 講じる施策の方向性」でございます。これについては2ページ目10行目の「1 各機関・団体における体制の充実」と、それから29行目の「2 関係機関・団体の連携及び支援等の情報提供」、そして3ページ目の「3 民間団体による活動への援助」、「4 人材育成・調査研究」とまとめております。

お戻りいただきまして、「1 各機関・団体における体制の充実」については、まず「(1) 支援機関・団体の相談対応及び支援の充実」という中で、コーディネーターやワンストップ

プに関する各種支援、それから令和8年からの支援弁護士制度についての運用の充実等について触れております。

その下、21行目、「(2) 潜在化しやすい犯罪被害への適切な対応」ではDV、ストーカー、そして児童虐待事案、これらについては被害が潜在化しやすい、早期に発見して適切な対応を取ることが必要であると書きました重点課題2で見た安全体制確保のためにも、関係機関において早期発見・早期対応のための体制整備等を引き続き推進するとしております。

続く29行目からの「2 関係機関・団体の連携及び支援等の情報提供」、これについてはポータルサイトの活用、それから情報集約とアクセシビリティの向上について記載しております。そして各機関・団体の研修等を通じた相互の情報共有、連携強化について記載しております。

3ページ目でございます。「3 民間団体による活動への援助」については第1段落で、民間支援団体の支援は欠くことのできない存在であることを今一度しっかりと述べております。その上で2段落目では、担い手の確保が課題であることから、団体の広報、研修等に関する多角的な支援を行うとし、第3段落では、ワンストップサービスの関係での分析調査を行うことによって、民間被害者支援団体が行う犯罪被害者等支援を促進すると記載しております。

最後に15行目、「4 人材育成及び調査研究」では1段落目で研修や教育の一層の充実について触れ、全体の底上げを図るために調査研究を実施するとともに、研修・研究に係る人的・物的基盤の整備を含めて、幅広い知見の集約を可能とする仕組みの検討についても記載しております。

以上が総論でございます。

各論の資料の2-2は、先ほど「第2 講じる施策の方向性」で申し上げたような方向性に従って個別の施策を一覧化しております。

○太田議長 それでは議論に入りたいと思います。この重点課題4につきましてはかなり内容が多岐にわたっていますので、前半と後半に分けて議論を進めたいと思います。まずは資料2-1の「第1 現状認識」から、「第2 講じる施策の方向性」の「1 各機関・団体における体制の充実」と「2 関係機関・団体の連携及び支援等の情報提供」までと、それに該当する資料2-2の具体的施策でいいますと通し番号4-1から4-67までになります。いかがでしょうか。

和氣構成員、お願ひいたします。

○和氣構成員 資料2-1の2ページ目の1行目「また」という文章ですけれども、ここから「多機関ワンストップサービス体制の整備・定着と犯罪被害者等支援の充実のため、支援に携わる機関・団体が相互に連携し、関係を一層強化するほか、重要な役割を担う民間被害者支援団体に対する」、ここに「財政等」をぜひ入れていただきたいです。皆さん御存じのように、全国47都道府県48か所の被害者支援センターがございますけれども、東京

都民センターを除くほとんどのセンターは財政難です。

被害者支援は、特に被害者の方、急性期の時期ですね、被害を受けて間もない時期は判断力・決断力・記憶力、それから人間に備わっている五感とか、そういうものが全部低下するんです。私も体験いたしましたけれども、そういう時期はSNSとかパソコンとか、そんなものを検索する気力もございません。生きていくだけで精いっぱいな状態ですから、ここは本当に直接的支援、一緒に付き添って、黒子になっていろいろ情報提供、アドバイスする方々がとにかく必要なのです。

今、各センターがそれを行ってきておりますけれども、ほとんどの方がボランティアレベルです。このような犯罪被害者支援はボランティアでやるべき仕事ではないと私は思います。きちんとした体制づくり、そのための財政援助をつけるべきです。そういう支援に従事する方々の人材育成などをしなければいけませんから、ぜひここに予算をつけていただきたいということが一番でございます。

警察庁において民間団体に対する財政援助として毎年同水準の予算を確保していただきておりますけれども、予算額は長年同水準。一方で、性被害の被害者の相談がかなり増えています。ジャニーズ問題ですとかいろいろあった中、それに対して各センターでの相談がかなり増えているんですね。それにもかかわらず、同水準の財政援助というところです。実際の財政状況に応じた助成額の予算確保、実績等の確認を警察庁には是非お願ひしたいです。

民間団体の声といったしましては、警察庁に確保していただいた援助が民間団体に届いておりません。こういうところは目詰まりを是非なくしていただきて、各センターが被害に遭われた方にすぐに黒子になってお手伝い、直接的支援ができるような状態で支援に当たれるような環境づくりをお願いしたいと思っています。

それから次の段落、「支援体制を実効的に運用するためには、人材の育成もまた重要である。各支援機関や団体の職員の専門的知見を高めるため」、この「工夫を凝らし」の前に「体系的に工夫を凝らし」と入れていただきたい。それからずっと下に来て、支援に携わる人材の裾野を広げるために、社会的に認められる資格認定を行うなど、やりがいですね、向上心につながる教育、これをしなければ被害者の直接的支援にはつながりません。支援をしたいといって来られてすぐにできるものではありません。大体、人材を育てるのは3年以上かかりますので、そのための財政的支援も必要です。

次に、2ページの29行目の「2 関係機関・団体の連携及び支援等の情報提供」の部分です。2段落目の「また」というところから、「関係機関・団体が、犯罪被害者等に対して他の機関・団体の支援に関する情報も提供し」、そこに「被害者等の同意と守秘義務を前提に、その機関・団体に犯罪被害者等をつなぐことができるよう」と追加をお願いいたします。

それから3ページ目「3 民間団体による活動への援助」という部分ですけれども、下の方に行きまして、「また、多機関ワンストップサービス体制において民間被害者支援団体

に求められる支援内容の具体化に向けた分析調査を実施」で切っていただきたい、民間被害者支援団体が行う犯罪被害者等支援活動の充実化の働きかけや財政等の援助を促進していただきたい、ということをお願いしたいです。

○太田議長 田村構成員、お願いいいたします。

○田村構成員 まず1点目、支援をたくさんやられているからで、よいことだと思うのですが、施策がすごく多くなっています。ほかのところより多いのはなぜだろうと思って見ていると、災害の世界で言うところの予防の部分も入っていると気が付きました。例えば、相談のために犯罪被害者等と会うところを設定していると、そこにある方がいらっしゃって、「私、こんな被害に遭ったんです」といった相談があります。そのような場合、犯罪としてまだ覚知されていないけれども、「これ、犯罪じゃないの?」という通報もしますというようなプログラムもこの中に入っています。なので、今さらどのぐらい変えられるか分からぬですが、そこははっきり分けた方がいいのではないかと思います。

それから、対象者が高齢者であったり、こども、女性という脆弱性の高い方について、また、例えば福祉施設等の場所においてとなっているんですけども、その辺りが全部網羅的かどうか、今チェックしただけではよく分からない。全体がどういう考え方でこれらの施策が構成されているのかを書くのが総論だと思うので、その辺りが少し分かりにくいくらいでした。

ただ他方、ワンストップサービス体制とコーディネーターは、どちらかというと、実際の被害が生じた後の犯罪被害者の支援になると思います。作成された手引きも見ますと非常に網羅的に書かれていますが、なぜかと思いましたし、ある部分、被災者支援にもつながるような同じ部分が重なっているようなところもあるので、すごく網羅的で、その後の支援という分についてはすごくよいという感想を持ちました。

ただ、その中で、こここの資料2-1の1ページ目、14行目あたりですかね、「たどり着かなければ意味がない」と書いてあります。先ほど委員からのお話もあったように、ネットも検索できないような状態で、自分ではとてもじゃないけれどもたどり着けませんという状態で、ワンストップの仕組みにたどり着かなければいけないんだという、そこがまず論理的に飛んでいます。

なので、コーディネーターが受皿だというのであれば、民間団体の方からそういうものがあるよと教えていただかないと駄目としかこの総論のところでは読めないので、そこをどうしていくのかというところを書かないと網羅的ではないのかなと思いました。

それで、被災者支援のことばかりで恐縮ですが、被災者支援の場合はワンストップも設けるんです。ただワンストップに来る人は真ん中ぐらいの人ですかね。とても元気で活動されている方は実は支援が必要ないのでまず来られないという層が一定あって、そこは大丈夫なんですが、この真ん中の大変な人たちのうち、自分で何とか分かるよという方はワンストップに来られる、支援者と一緒に来られる方もいます。それから一定、来られない方がいて、目に見えないお困り事をお持ちの方が非常に多くて、被災者支援の場合

はそれで台帳を作つて被災された方をリストアップして、その中に支援にアクセスしていない人を洗い出して、一人の取り残しもない支援を実施することになっています。

犯罪被害者の場合、どなたが犯罪被害者になられたかというリストは少なくともあると思うので、その辺り、目に見えない被災者、お困り事がどんどんたまっていって、支援の日の目があたっていない方にどう支援にアクセスするかというプログラムがあれば教えていただきたいですし、もし今そこが欠けているようであれば、どうしていくかということを考えていかなければならぬと思って意見を申し上げました。

○太田議長 一番最初の予防のところがよく分からなかつたんですけれども、被害を訴えたい人が連絡をしてきて、それがまだ犯罪かどうか分からぬという、それが予防だということですか。

○田村構成員 予防という言葉が適切でなければ、それはお忘れいただいて結構でございますが、例えば、危なそうだというお話もあれば、被害に遭つたが警察には言つていませんという人たちもいるのだと思います。要は事前のところがどうこの中に入っているのか。私の印象としては、支援等のための体制整備となると、被害者になられてからの支援を指すものとなる。それ以前の犯罪のおそれがある状態というところもすごく多いですけれども、それらが混在化しているので分かりにくいくらいではないかと申し上げました。

○太田議長 おっしゃりたいことはよく分かります。今回も1つ、被害者に対する予防が一般の再犯防止に関わることではないかということで削除した項目もありました。一度罪を犯した人がまた再犯しないようにするような施策は、被害者に対する支援ではないので、完全な再犯の防止は予防の部分なのでということで今回外しました。ただ、体制整備はやはり、地震の災害でも同じように、普段からきちんと対策をつくつておかないと、被害があつたときに支援できないからということで、その部分も入つているといえば、事前の対策もかなり入つているのは入つていますので、そこら辺を全部省くわけにはいかないとは思つんですけども、いろんな内容が入つていますので、確かに混在化しているといえば、しているかと思います。

それから、先ほどのどういうふうに被害者が支援にたどり着くかという話については、この前の部分にも少々関わる内容があるんですけども、今回については潜在化しやすい被害への対応というところがそれに近いのかなという気がします。要するに自らは被害者として申告できない人なんだけれども、アウトリーチまでするかどうかというのは少し別として、そういう人たちが支援にたどり着けるような形で被害者をどう発見をし、支援をするのかというところは、少し記載が必要であろうかと思います。

先ほど言つたいろんな属性の被害者の人がいるので、それについて全部は書けていなくて、高齢者虐待もそういう面があるかもしれませんので、そのあたりはもし修文か何かで御意見であれば出していただいて、それを踏まえて直していくことができればと思います。

○田村構成員 おっしゃるとおりで、もう一点は、全体的にこの施策が段階ごとにと書いてあるんですけども、本当に段階ごとに全て対象者に対してうまく配置されているかど

うかの整理の図がないので、今のところは信じるしかない状態です。整理したものがないと議論ができない。今後はそこを議論していかないと、ここは手薄なんじゃないかとか、いやここは例えばこの犯罪自体が減っているので要らないんじゃないかといったことを議論していかないと、予算はいろいろと別だったりすると思いますので、その辺りの整理が必要と思いました。今回は修文でいくという方針には合意です。

○太田議長 分かりました。では、警察庁お願ひいたします。

○警察庁長官官房審議官（犯罪被害者等施策担当） 御意見、御質問ありがとうございます。

今の、そもそも被害者の方がどのようにして支援までたどり着く、あるいは支援が届く体制があるのかという点につきましては、基本的には事件であれば、まず最初に実際には警察に何らかの情報が入ることが多かろうと思っております。ただし、警察だけですともちろんできる支援は限られておりまして、いろんな機関、自治体、支援センター、法テラス等々、いろんな機関の支援が必要だということはございまして、結局、警察からいかに情報をつなぐかというところが非常に課題というところで、コーディネーターという役割を置いて、少なくともコーディネーターが自ら第一義的に情報、被害者の方を認知できるかはまた別として、少なくとも警察とは連携して支援が広がればいいという前提でここは書かせていただいております。

少しそこが分かりにくいという御指摘かなと思いますので、その辺りは少し工夫をしてみたいと思っております。

○太田議長 それでは近藤構成員、お願ひいたします。

○近藤構成員 資料2-2の20ページの4-45で被害者手帳のところですけれど、「『被害者手帳』の交付及び支援経過の『カルテ化』」と書いてあるのですけれど、これ、カルテ化、コーディネーターによる支援過程を記録でカルテにしていくのはとてもいい試みだと思います。これは要望も多かったと思いますし、いいのですが。

被害者手帳については現在でも東京都など複数の自治体や、国土交通省も交通被害者ノートなどを作っています。私も実は被害者と支援者でもう10年以上前にこれが必要だと思ってそういうノートを作って、現在でも被害者たちに喜ばれて、毎年利用していただいています。

既にそういった手帳があつて、警察庁が作ってくださるのは、何でもっと早く作ってくださらなかつたの、私たちがこんな苦労をして作らなくてよかつたのにと思うぐらい、遅ればせながらなのですけれど、そうすると、東京都で交通事故というと3冊のノートが手元に届いちやうことになるのです。

これ、被害者手帳の交付と書いてあるのですけれど、これはちょっとこの間伺いましたところ、まだ作成はしていないということで、交付以前に、これは作るところからなので、内容の充実は警察庁が作るだけのことがある手帳を作っていただきたいので、ほかの自治体との調整とか、でも全くないところもあるので、もちろんそれはそこに情報が届くよう

にしなければならないと思います。そこを考えていただきたいのと、また書き方や使い方。これをただ配るのではなくて、支援者が一緒に書いていくようにしないと、どう使っていいか分からぬ。ただのパンフレットをもらったのと同じになってしまいますので、丁寧な説明が必要だと思います。

それでこの項目のところですけれど、「『被害者手帳』の作成、交付」、「作成」を入れていただきたいと思います。「作成、交付及び支援過程の『カルテ化』の実施」で、施策のところは「被害者手帳を作成し、犯罪被害者等に交付する。なお、被害者手帳の作成、交付に当たっては、既に各種団体において同様の冊子等が作成、交付されていることを踏まえて、盛り込む内容を調整、検討し、犯罪被害者等の利便を損なうことのないように配慮する」、それでまた「コーディネーター」と続くのがいいのではないかと思います。よろしくお願ひします。

○太田議長 正木構成員、お願ひいたします。

○正木構成員 何点かございます。

まず1点目、資料2-2の通し番号4-4でございます。ワンストップサービスの構築に当たっては非常にコーディネーターの役割が大きいと思います。今、現状を見てみると、コーディネーターを各都道府県で雇用できても、非常勤でしか雇用できないようなところが多いようにお見受けしています。非常勤だとどうしても他の仕事と兼務していて、やはり待遇の手厚いところとか、興味のあるほうとかにコーディネーターも注力しがちで、このワンストップサービスよりも、むしろもう一方のほうの仕事に興味があるとか、より手厚い対応をしてもらっているとかということになると、そっちに力が入ってしまって、結局ワンストップサービスの方については手薄になったり、やめてしまうとかという状況があります。

やはり、非常勤ではなくて常勤で雇用できるような体制が必要ではないかと思います。その財政支援ですけれども、もう少し具体的に財政支援の内容に言及し、更にコーディネーターに対する支援、その他常勤で雇用できるような支援について言及していただけないかというのが1つです。

それから次が通し番号4-6ですが、性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターですけれども、S A C H I C Oの例があるように非常に重要なところだと思います。前回にも申し上げましたけれども、随所で男女共同参画の基本計画を踏まえて検討となっているんですけども、今の進捗状況の確認と、どんな状況になっているかの報告をしていただきたいことは前回も申し上げました。特にここについては重要なところですので、男女共同参画の状況についてはしっかりと把握していただいて、こちらにも報告をしていただきたい。その上で、しっかりした体制になるようにするために、抜け漏れがないかを検討する必要があるので、そこはよろしくお願ひしたいと思います。

それから次に通し番号4-18、4-20あたりですが、性被害に遭った児童生徒、それから高齢者、障害者が特出しがれているわけですけれども、今非常に大きな社会問題になっ

ているLGBTQについての記載がないので、そこはやはり支援について検討の必要があるのではないかと考えております。

それから次に通し番号4-30ですけれども、SNSについてです。ここについては「削除」について法改正がなされました。この法改正によってガイドライン等が作られているわけですけれども、この「削除」についての言及が全くないのです。やはりこれについては、被害者からの申出の手続等については公表することになっていますので、その手続きが妥当か、削除の期間についてどうなっているか、削除しなかった場合の理由を書くようになっているんですけれども、その理由が適切なのかなどの問題が生じます。これはやはり事業者に対してきっちりとチェック、監視していく必要があると思いますので、そういう施策を1つ入れていただきたいです。

それからもう1つが通し番号4-54ですけれども、第4次と同じ内容になっております。検察庁における関係機関との連携、福祉・心理関係の専門職機関との連携について、これは強化を図ることになっているんですけれども、あまりこの辺については現実を見ていても進展していないと思われますので、同じ施策ではちょっと足りないのではないかと思います。そこはやはりもう少し進展できるような具体的な施策を考えていきたいです。

それから次が通し番号4-59ですけれども、加害者が教員や児童生徒等であるなど内部の者であった場合について特に配慮が必要であるということで、そのような場合には相談しやすいと考えられる適切な者が相談の窓口になるよう十分な配慮をするということになっていますけれども、身近なところで起きた場合に、相談者や対応者だけではなくて、どの場所で相談するのか、ということも大切です。あまり目立つような場所で相談を受けるような状況であれば非常に相談しにくいことになりますので、やはり相談場所の配慮も必要かと思いますので、そこは書き込んでいただきたいところです。

○太田議長 野坂構成員、お願いいいたします。

○野坂構成員 私は通し番号4-16、17、18のところ、学校での性暴力についての記載の部分です。ここで教職員が子どもの支援に当たるということで、具体的に学級担任、生徒指導担当教員、養護教諭、スクールカウンセラーと書かれていて、具体的にどういった人たちが子供に対応するのかが書かれていてとてもよいと思います。

ここで教職員は支援をする側という前提で書かれているんですが、実際には学校の先生たちへの支援が非常に大事になると思います。ですので、こういった学校内で子どもが被害に遭ったときに、その学校の先生たちを支援する体制、特に加害者が教員、同僚であったりする場合なども含めて、やはり少し、そういった教職員も支援を受けることを明記していただく方が現実的ですし、結局その教員が支えられる体制があることで児童生徒が安心して通える学校がつくれますので、少し加筆していただきたいなと思います。

それに関連すると、通し番号4-59も同じようなテーマが入っていて、ここも今触れましたような校内での重大事案ということで、性暴力の起きたときということで書かれていますが、ここも教員が支援側ということしか書かれていないので、やはり先生方のサポ

一トを今後充実させる課題はあるとは思います。

○太田議長 それでは、前田構成員、お願ひできますでしょうか。

○前田構成員 私は2つなんですけれども、まず、通し番号4-21の地域包括支援センターによる支援のところです。地域包括支援センターが入ってきたのはとても大事だと思います。ただ、具体的なところを見ると「高齢者虐待への対応を含む権利擁護事業の実施」となっていますけれども、地域包括支援センターは別に権利擁護だけではなくて、重要な事業として相談支援事業もやっています。

それから高齢者ばかりではなくて、今は精神障害の方へのアウトリーチとかそういったこともやられていますので、高齢者だけではないことも含めて、先ほどの今言ったような相談支援をここに追記してもらって、権利擁護に加えて相談支援事業ということも入れていただきたいと思いました。

もう1つ、通し番号4-30、SNSにおける誹謗中傷ですけれども、左側に書いてあるのは広報啓発活動を強化するとあって、これは本当にそのとおりだと思います。見直し案としてここに挙げられているのは、どっちかというと困っているときに相談するとかいうことが書かれていますが、なかなか相談対応は大変だと思います。いたちごっこのようなところもありますので。できれば、被害者の置かれた立場を理解して、こういったことは誹謗中傷になっていくんだと、それが非常に重大な被害になるんだということを、やはり積極的に広報啓発活動を行うことを具体的な対策として何か盛り込めないかなと感じました。

○太田議長 武構成員、お願ひいたします。

○武構成員 私も資料2-2の8ページの通し番号4-16と17です。前回も話をしたのですが、私は野坂先生とまた違った方向から見ていて、兄弟とか姉妹の支援がとても気になってしまって、16の方には具体的に書いているけれども17には書いていません。前回も質問したら、17は「被害少年等」の中に含まれるようなことをおっしゃっていたんですが、私はこれをなぜ分けているのかが分からぬといふか、違和感があります。

といいますのは、16には「教育相談体制の充実等に取り組む」と書いていまして、17には研修のことが書いています。私は研修がとても大事だと思っています。この2つを何度も読んでみたのですが、大きな事件を想定しているといつも感じてしまいます。体制を充実させるとか、とても大きく書かれているので、学校の中で大変なことが起きたときのことを想定しているのではないかといつもイメージを持ってしまいます。

でも、実際、多くは個々の事件なのです。その場所に個々の被害者がいて、個々の兄弟姉妹がいるので、そこまでの体制をつくるとかよりも、学校の先生、担任、生活指導担任教諭、養護教諭など、先生方に被害者はこういうものだと、兄弟姉妹もこんなことを抱えるとか研修を受けていてほしいと思うのです。その経験や知識があれば、少し犯罪被害者などを想像、理解ができると思うので、この17に書いている「研修等を通じた資質の向上」がとても大事だと思っています。

いつも思うことです、「等」と書いているからそこに含まれると言われるのですが、具体的に学校担任や教員、養護教諭と書いていなければ、文字で書いていなければやっぱりなかなかしてはもらえないで、これを書かない理由がなぜあるのかなと思ってしまいました。併せて書いて、研修のことを強く書いていただきたいなと思いました。

それともう1つは通し番号4-22です。日本司法支援センターのことですが、これからはやはり弁護士さんがとても大事です。なぜそう言うかといいますと、たくさんの遺族の人たちから話を聞いてきましたが、事件直後から理解のある弁護士さんがついている人と、なかなか弁護士さんに会えないというか見つけられない人の差がとても大きいように思います。やはり信頼できる弁護士さんがついていると審判庭に入ったときも違うようだし、刑事裁判になっても分からぬことを説明してもらったり、相談が出来たりしていて、いろんな面で違います。そして制度にしても、突然遺族になった私たちには分かりませんので、必要な時に教えてもらい使っているのです。とてもいい関係なので抱える不安や悩みについては弁護士がいない人より軽減されているように感じます。だから信頼できる弁護士さんが事件直後からついてもらうことがとても大事だと思います。

けれども、被害者支援の弁護士さんを十分に確保するのはとても難しいように感じています。若い弁護士さんであれば、やはりなかなか被害者支援に入りにくいところがあると思うからです。その1つには収入につながらないことが大きいと思います。被害者に関わるとお金を請求してはいけないというイメージがあつたりして、そう思い込む人が結構多いように思います。でも私はそうではないと思っていて、やっぱり被害者に関わったことをしていても収入が得られるようにならなければ、特に若い弁護士さんはできないのではないかと思うのです。収入が得られるように、しっかりと考えていただきたいです。

先ほど民間支援団体の財政のことを言われましたが、その民間支援団体も同じで、ボランティアではできないです。これからは、もっと民間支援団体の役割が増えていくと思われますので、今のままでは、資金不足、人材不足になっていくのではないかと心配です。まずは、民間支援団体への資金の援助もしっかりと考えていただきたいです。

○太田議長 島村構成員、お願ひいたします。

○島村構成員 通し番号4-19で、ここの「こども、女性、高齢者、障害のある人」について、先ほどL G B T Qの話もありましたが、外国人も入るのか、もし入らないのであれば入れる方向でお願いしたいと思っております。通し番号4-51では外国語版の資料の作成とかも言及されているので、入ると理解はしているんですけども、そういう理解でよいかについて確認させていただけたとありがたいです。

○太田議長 では通し番号4-19の点だけ、法務省、簡単に御説明いただけますでしょうか。

○法務省大臣官房政策立案総括審議官 外国人の方を特に排除しているという運用はされておりませんで、外国の方からの御相談も受け付けていると認識しております。

○太田議長 伊藤先生、お願ひいたします。

○伊藤先生 この重点課題4についてはとても分かりやすくおまとめいただきましてありがとうございました。特に多機関ワンストップサービス体制の整備・定着ということを前面に打ち出して、コーディネーターの養成とか活動への支援をしっかりと書いていただいています。私としては昨年度から取り組んできた「地方における途切れない支援体制の提供の強化」をばっちり第5次計画で入れていただき、そのための具体策が入っており、よくなつたと思っています。

ですので、どうしてもこの課題4は新しい施策が増えて、ボリュームとしてはかなり大きくなりますが、自治体の方への発信という意味でも意味があると思っておりました。

質問といいますか提案ですけれども、1つはちょっと大きなことで、通し番号4-22から27が法テラスによる支援についてまとめられています。この中に医療観察事案の被害者に対する相談窓口を、法テラスの方で請け負うのがいいのか分かりませんが、何か入れていただくことができないかなと考えています。

と申しますのは、医療観察事案の被害者の方は決して数は多くないですが、被害者の方が医療観察という複雑で特殊な事案についての質問ができる、相談ができる、正確で漏れない情報が得られる相談窓口をつくってはどうかと思います。

例えば法テラスで、半日でもいいのですが、医療観察事案に関する相談日みたいなものを設けていただいて、そのスペシャリストの方を置いておいて、全国からかかってくる質問に適切に答えてアドバイスができるみたいな整備ができないかと考えています。

これはどなたかに相談したときに、「じゃあ、検察に置いたらいいですか」と言われました。検察にも被害者支援室がありますが、スペシャリストの方がずっといるのは難しくて、でも一方で本当のスペシャリストを置く必要があり、精神保健に詳しく、手続上のことにも詳しい方がいる時間を設けていただければ、警察・検察と、被害者の方が医療観察について聞いてまわっても分からなかつたということがなくなつてくるのではと思いました。思いつきですが、御検討いただけたらありがたいと思っています。

それからもう一点は、先ほど近藤構成員からも出された通し番号4-45の被害者手帳、それからカルテ化です。カルテ化で「高度化のための取組を進める」と書いてありますが、高度化が何を指すのか分かりませんでした。私としては、デジタル化で何とかできないか、アプリを使つたいろんなやり方があると思っていて、紙媒体の被害者手帳を持っていくのは今あまりはやらないような気がしますけれども、そんなことを申し上げたと思います。自治体に対して指示するのはむずかしいというお話が既に出ていましたが、それで高度化になったのかと考えたりしたので、私の要望と質問になります。

○太田議長 それでは、私から簡単に幾つか意見を述べさせていただきたいと思います。

まず通し番号4-14です。この中に少年サポートセンターの警察施設外への設置とかがあるんですけれども、今でも警察施設外に設置されている少年サポートセンターは結構あると思います。ただ、そもそも少年サポートセンターの業務の1つに少年の被害者の支援が入っているはずなんですが、かなり都道府県によって差があつて、全くやっていない少

年サポートセンターがかなりあります。15年ぐらい前も警察庁と一緒に調査させていただいたんですけども、昨年から今年にかけて生活安全局に御支援いただきましていろいろなサポートセンターを見に行きました、やはり相変わらず被害者支援は全くやっていませんというところが見られました。

そもそもサポートセンターをどこに設置するかということよりも、少年サポートセンターが被害者支援の機能を有していないところがあるところを改善する必要があると思いますので、そういう文言に変えた方がいいかなと思っております。

それから質問ですけれども、通し番号4-20です。私が福祉に詳しくないためよく分からぬのですが、この中に「老人福祉施設や障害者支援施設等の社会福祉施設における特設の人権相談所を開設するなど」とあります。これは、福祉施設を対象とした人権相談所を設けるという趣旨なのか、施設の中にそういったコーナーを設けるという趣旨なのか。最近施設側が障害者や高齢者を虐待しているケースが結構ありますので、施設の中に人権相談所を設けてもあまり機能しないのではないかと思うのです。この趣旨がはっきりしないので、それがどういうことを目指そうとしているのか確認の上、修文した方がいいのではないかと思っております。

○法務省大臣官房政策立案総括審議官 今通し番号4-20で御指摘いただきましたけれども、実際にやっていることとしては、老人福祉施設や障害者支援施設の中に一時的に特設で相談所を開設して、様々な相談を受け付けるということでございます。御指摘のように、その施設の中の問題についてどこまでということはあるのかもしれませんけれども、窓口として、相談するスペースとして御提供するということだと思っております。

○太田議長 分かりました。今でも機能しているならばそれでいいのですけれども、そういった施設の被害者が相談しやすいような形で行う必要があるかと思います。施設の中に相談所があって職員がそこに立ち会っていると、被害者は虐待されていますとは言えないように思います。その現状を私が十分理解していないのですが、どういうふうにすれば被害者がきちんと被害を申告したり、相談したりできるかということを踏まえた相談所の開設という形にしていただきたいと思います。

それから通し番号4-41。やはり犯罪被害者の安全が禁止命令だけでは確保できない場合があります。禁止命令違反の件数があれだけあることからすると、禁止命令を出しても容易に加害者が被害者にまたアクセスする状況がかなり見られるということになります。被害者が恐怖におびえて生活しなければいけない状態を防がなければいけないので、犯罪被害者等の安全を確実に守るための効果的な方策について検討することを、ここに書くのか2-52に書くのかは、もしくは両方書くのかということはありますけれども、そういう内容が必要かと思っています。

それから通し番号4-43、潜在化しやすい被害について先ほど田村構成員からもありましたけれども、前半は相談の体制の充実があるからいいのですけれども、後半が「気運の醸成に努める」と、これはいかにも弱いような感じがします。気運の醸成に努めてもそれ

だけで隠れた被害が顕在化することはあまり期待できないのではないかと思います。これはどうするかは、早期援助団体の時の議論もありましたけれども、海外のようにアウトリーチを認めるような制度にするのがいいのか、我が国のように早期援助団体みたいな仕組みにするのがいいのか分かりませんけれども、様々な端緒を契機として被害の確認と被害の発見をするように努めるような内容にした方がいいのではないかなと思いました。

ほかになれば、残りのところ、資料2－1の3ページの部分、「3 民間団体による活動への援助」と「4 人材育成及び調査研究」、具体的施策でいいますと資料2－2の通し番号4－68から最後までとなります。先ほど和氣構成員からも1点だけ御指摘を頂いておりますけれども、それでは、その点についてまず和氣構成員からお願ひいたします。

○和氣構成員 「3 民間団体による活動への援助」ということは先ほどお伝えしたので、次の「4 人材育成及び調査研究」のところです。「また」というところからですけれども、「これらの取組の底上げを図るため」とありますが、海外も含めていただいて、それから継続的にということを入れていただきたい。それから最後のところですけれども、「検討する」という言葉をいつも使われると思うんですけれども、検討するっていつの期間でするのか。この辺非常に歯がゆいので、「推進を図る」とかという言葉で入れていただけるとありがたいです。

それから通し番号4－47、20ページで伝えるのを忘れていたところがありまして、ここでネットワークにおける連携の推進という文面が消されているんですけども、これはどういうことでしょうか。削除の理由を教えていただきたいです。

それから通し番号4－68、民間団体に対する支援の充実の部分ですけれども、犯罪被害者等の援助を行う民間の団体の財政状況を調査していただきたい。それから調査結果に基づく財政援助をぜひ警察庁の方々にはお願いしたいです。これがないと、被害者の方に寄り添った手厚い充実した支援には結びつきません。ぜひよろしくお願ひいたします。

○太田議長 それでは田村構成員、お願ひいたします。

○田村構成員 1つ目は資料2－1の3ページの3行目のパラグラフですけれども、付添い、寄り添いとなっています。「付添い」と「見守り」は福祉の用語であって、付き添うのは物理的に付き添うこと、見守るのは見守り続けること。「寄り添い」が何を意味するのか、よく分からなかったです。

それともう一点、カルテ化という話が議論になっていますが、医療のカルテであれば5年保存ということだと思うんですけども、その5年保存というイメージが定着してもいいのかということが気になりました。

○和氣構成員 犯罪被害者は一生被害者で、被害者をやめることができないんですよ。だから線でずっと支えていただかないとい、とても前に進めない状況に皆さん置かれています。ですので、周りの方の優しい思いやりを持った支援と、ずっと寄り添って線で支えていくいただくことが支援なので、そこは是非お願ひしたいと思います。

○田村構成員 おっしゃる点は重々承知しております、そのことは被災者も同じで、そ

れを「見守り」といって厚生労働省で施策化している面があり、制度にもあるので、その違いを意識してもいいかと考えて申し上げました。一般の人が読んで分かるように定義をしていかなければいけないかなと思いました。

それと先ほど言ったカルテは5年保存なので、一生続くとおっしゃっている中で、むしろ「カルテ化」という言葉でいいのかという点が気になりました。

○太田議長 伊藤先生、お願ひいたします。

○伊藤先生 総論の文章ですが、資料2－1の1ページ目の14行目、「犯罪被害者等が支援にたどり着かなければ意味がない」、この表現でいいのかなとずっと引っかかっていました。よく支援者の中で口にするのは、「支援が被害者に届かなければね」という表現をします。主体を被害者にすると、先ほどから出ているように、非常に過酷な心理状態にあるときに被害者自らが探すことは無理なので、やはり「支援が被害者に届かなければ」といった表現のほうがいいのかなと思います。細かいことですが御検討ください。

あと、総論の中では3ページの23行目、「幅広い知見の集約を可能」のところですが、集約だけではやはり物足りないので、「集約・提供」もしくは「集約・アクセスを可能とする」としていただけたらと思いました。

あと、少し社会福祉に関係することなので言わせていただきますと、具体的施策の通し番号4－80、81になりますが、ここに公認心理師・臨床心理士が入っていますが、ここにやはり社会福祉士、精神保健福祉士も入れてほしいと思いました。ロールプレイングといったことに関して、ソーシャルワーカーは得意分野ですので入れていただけるとありがたいです。

そして4－81に関しても、「カウンセリングの技法等の必要な専門技術」と書いてあります、カウンセリングだけでは不十分でありまして、ここにぜひソーシャルワークを入れていただきたい。「カウンセリングやソーシャルワークの技法等」ですね。ソーシャルワークは私の専門ですが、先頃、カナダの被害者支援等の視察に行く機会があり、まさに被害者支援はソーシャルワークだと盛んに強調されていました。個人と社会との関係を調整するのがソーシャルワークですので、入れていただくと理解が進むと思っています。

計画案文の中にはとてもいいという点もあります。例えば通し番号4－101とか110とかはすごく細かく書いてくださってよかったですなと思っています。会議ではいつもこの書き方はどうか、内容を再検討してほしいということばかり発言しておりますが、良いところもたくさんあるということで終わりたいと思います。

○太田議長 前田先生、お願ひいたします。

○前田構成員 通し番号4－88の精神福祉保健センターのことです。犯罪被害者支援に関する精神保健福祉センター職員の理解促進を図るとありますが、理解促進を図るだけではなくて、他の支援機関との連携や相談事業も精神福祉保健センターはやっていますので、相談事業を積極的に展開するみたいなことを入れて、もう少し積極的な役割にしていいのではないかと思います。

○太田議長 私もその部分は理解促進だけでは弱いということを申し上げようと思っていました。あと、専門的知識や能力の育成、それから他機関との連携強化ということを書いていただきたかったということも申し上げておきます。

先ほどの削除の部分は警察庁に簡単にコメントしていただきましょうか。通し番号4-47の部分がこれはどういう事情かということ。

○警察庁長官官房犯罪被害者等施策推進課長 4-47につきましては、地方における途切れぬ支援の提供体制に関する有識者検討会において、支援に携わる機関・団体を幅広く構成員とする会議体を設けることが望ましいということを言われましたので、これを踏まえて、むしろ限定的記載から包括的記載に変えた、より抽象的な書き方にしたものです。もし連絡協議会等の存在を改めて書くということであれば、具体的に書くことは可能でございます。より広く読めるように書いて、包含した書き方にしたということで修正したものでございますが、御意見を踏まえて、書き方について具体的に個別に全部書き下ろした方がいいのか、それともこのような抽象的な書き方がいいのか、少し考えたいと思います。

○太田議長 先ほどの田村構成員からの「寄り添い」。これは表現上の問題かもしれませんけれども、「付添い」は直接的な病院への付添いとか裁判所への付添いとかというようなことに使っていて、寄り添いはもう少し広い意味で使っているのかもしれません。そこら辺のはっきりした定義があるわけではないですけれども。では、これは修文の際に検討していくことにさせていただきます。

これで一応、皆様から御意見をいただいたかと思います。これまで出た意見を踏まえまして、各府省庁ではこの意見を踏まえた計画案の検討をお願いしたいと思います。

以上で本日の討議は終了でございます。それでは、次回の会議について事務局から説明をお願いいたします。

○警察庁長官官房参事官（犯罪被害者等施策担当） 次回でございますが、8月21日午後2時からになります。これまでの御議論を踏まえ、修正した資料に基づいて、また御議論を頂きたいと思っております。

○太田議長 それでは本日はこれで会議を終了したいと思います。ありがとうございました。